北海道教育大学教育学部岩見沢校芸術・スポーツ文化学科担当教員の選考に関する申合せ事項

教育研究評議会決定

　北海道教育大学教育学部芸術・スポーツ文化学科担当教員に係る北海道教育大学教員選考規則（平成27年規則第47号。以下「教員選考規則」という。）及び北海道教育大学教員選考基準（平成16年規則第145号。以下「教員選考基準」という。）の適用については，次により取り扱うものとする。

Ⅰ　学部の教授の選考について

　１　研究上の業績について

　（1）研究上の業績は，次の観点から評価する。

ア　研究活動が継続的に行われ，成果が活発に発表されているか。

イ　国際若しくは全国レベルの学術雑誌等に掲載された論文又は国際若しくは全国レベルの実務実績・演奏・表現・作品等を一定数含んでいるか。

ウ　担当予定授業科目と密接に関連しているか。

エ　競争的外部資金（科研費，財団など）に代表として継続的に応募しているか。

(2) 研究上の業績は，次の専攻に対応した研究業績，所属学会若しくは専門分野に関連する協会・団体等（以下「所属学会等」という。）の区分により評価を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 専攻 | 研究業績 | 所属学会等 |
| 芸術・スポーツ  ビジネス専攻 | 著書  学術論文　20編（点）以上 | １以上 |
| スポーツ文化  専攻 | 著書  学術論文　20編以上 | １以上 |
| 音楽文化専攻 | 著書  学術論文  演奏 20編（点）以上 | １以上 |
| 美術文化専攻 | 著書  学術論文  作品等 20編（点）以上 | １以上 |

　　　 ○著書・学術論文に係る評価の観点

　　　　　ａ　単著による学術上の著書を重視する。

　　　　　ｂ　欧文等による国際的な論文を重視する。

　　　　　ｃ　共著論文については，その作成に果たした役割を考慮する。

ｄ　実務実績については，その実務に果たした役割を考慮する。

　　　ア 研究業績の取扱い

　　　　①　著書とは，学術図書，翻訳書，学習指導書及び教科用図書等をいう。

　　　　②　学術論文とは，学会・機関等の刊行する学術雑誌，学会誌，紀要等（以下「学術雑誌等」という。）に掲載されたものをいい，その内容は，所属学会の水準を保つものとする。また，学術論文には最近５年以内に発表されたものが含まれていなければならない。

　　　　③　レフリー論文とは，国際的又は全国的な学会・機関等（これらに相当する学会・機関等を含む。）が刊行するレフリー制度の整った学術雑誌等に審査を経て掲載された論文をいう。

　 ④　実務実績とは，国際的若しくは全国的なレベルの優れた業績と認められる企画，プロジェクト等の実績をいう。

　　　　⑤　演奏・表現・作品とは，国際的又は全国的なレベルのコンクール等への出場，国際的又は全国的なレベルの演奏団体・表現団体での活動，公共のホールあるいは放送等での演奏・表現・作品をいう。

　　　　⑥　作品とは，国際的又は全国的なレベルの展覧会における入選・受賞作品，公共の美術館等が主催企画した展覧会等で発表された作品及び国際的又は全国的なレベルで公開された公共的作品をいう。

　　　　⑦　原則として，博士論文はレフリー論文とみなすことができる。

　　　　⑧　学術図書で単著又は主たる著者の著書及びビジネス若しくは芸術分野における実務実績・演奏・表現・作品等のうち，教員審査委員会が認めたものについては，レフリー論文と同等として扱うことができる。

　　　　⑨　研究業績には，レフリー論文（上記⑦及び⑧を含む。）を５編（又は点）以上含むものとする。

　　　　⑩　ビジネス若しくは芸術分野にあっては，上記④及び⑥の催しの審査員やその企画等の実績を研究業績とすることができる。

　　　　⑪　上記①から⑩までによることのできない実績については，教員審査委員会での水準評価に関する見解に基づき，研究業績とすることができる。

　　　　⑫　上記以外の業績は，原則として，「その他」の区分として扱う。

　　　　⑬　研究業績の欄に定める数及び上記⑨に定める数の適用に当たっては，各専門分野の特色を考慮するものとする。

　　　イ　所属学会，協会，団体等の取扱い

　　　　　学会のほか，専門分野に係る全国的なレベルの協会・団体又は展覧会の会友・会員等を含めるものとする。

　　　ウ　その他

　　　　①　ビジネス若しくは芸術分野における研究業績には，２編以上の著書・学術論文を含むものとする。

　２　職務等に関する実績について

　　　職務等に関する実績については，次の観点から評価する。

　 (1) 職務実績面

　　　次の観点から評価する。

　　　ア　本学の授業科目を担当する教育上の能力を有すると認められるか。

　　　イ　授業内容・方法の改善及び創意・工夫に協働的に取組んでいるか。

　　　ウ　学外の諸団体及び所属する学会等の運営並びに発展に寄与する活動を行っているか。

　 (2) 社会貢献面

　　　最近５年間の主な活動について，次の観点から評価する。

　　　ア　専門知識等を広く社会や地域に還元しているか。

イ　地域連携に積極的に関わっているか。

３　広く社会で活躍している人材の登用について

　　　広く社会で活躍している人材の登用にあっては，１の規定にかかわらず，その知識及び経験を積極的に評価するとともに，教員選考規則別表に規定する評価項目の「職務等に関する実績」のうち社会貢献面に重点を置く。

Ⅱ　学部の准教授の選考について

学部の准教授の選考については，Ⅰを準用する(ただし，Ⅰ１(2)のアの⑨及びウを除く。)。この場合において，「教授」とあるのを「准教授」と読み替えるものとし，研究業績の数については，I １(2)の表の研究業績の欄に定める数の２分の１相当（レフリー論文を２編（又は点）以上含む。また，ビジネス若しくは芸術分野における研究業績には，１編以上の著書・学術論文を含む。）とする。

Ⅲ　学部の講師の選考について

学部の講師の選考については，Ⅰを準用する(ただし，Ⅰ１(2)のアの⑨及びウを除く。)。この場合において，「教授」とあるのを「講師」と読み替えるものとし，研究業績の数について，I １(2)の表の研究業績の欄に定める数は３編（又は点）以上とする。

Ⅳ　非常勤講師等の選考について

　１　非常勤講師の選考にあっては，次のとおりとする。

　(1) 本学の授業科目の担当に必要な経歴及び研究業績を有する者とする。

　　(2) 原則として，修士以上の学位を有する者とする。ただし，教員選考基準第４条第２号の適用に当たっては，学位の扱いを柔軟に行い，経歴及び実績等を重視する。

　(3) 本学の教育課程の充実発展のため，広く社会で活躍している人材（社会人）等の登用を積極的に図る。

　　(4) 他の大学等で教育上の経歴を有する者については，これを尊重する。

　　(5) 原則として，65歳未満の者とする。

　２　教員養成実地指導講師の選考にあっては，次のとおりとする。

　(1) 初等中等教育の実際に即した内容の授業科目等を担当させるため，小学校・中学校等の現職教員，指導主事，社会福祉施設等において児童等の指導に当たっている者又はこれらの職にあった者とする。

　(2) 本学の授業科目の担当に必要な経歴及び実績等を有する者とする。

　　(3) 原則として，65歳未満の者とする。

　　　付　記

　この申合せ事項は，平成26年9月10日から施行する。ただし，大学設置・学校法人審査会が審査を行う場合は，この申し合わせ事項は適用しない。

付　記（平成29年3月28日一部改正）

　この申合せ事項は，平成29年3月28日から施行する。

　　　 付　記

　この申合せ事項は，令和2年6月18日に施行し，令和2年4月1日から適用する。

　　　 付　記

　この申合せ事項は，令和3年4月1日から施行する。